

(宛先)

保護者住所 〒

高松市 町 番地

丁目 番号

(方書)

(ふりがな)

運営委員会 委員長印

保護者氏名 (印)

自宅電話番号 ( )

### 学童クラブ おおぞら 入会申請書

入会日 令和 年 月 日

学童クラブおおぞらへの入会を希望し、次のとおり申請します。

ふりがな					小学校名	小学校	学年	年生
児童氏名					生年月日	年 月 日	性別	男・女
入会を希望する理由	該当する理由の□にレ印を付けてください。 <input type="checkbox"/> 労働等で昼間保護者が常態として家庭にいないため <input type="checkbox"/> その他 ( )				利用形態	①希望する利用形態の□にレ印を付けてください。 <input type="checkbox"/> 月曜日から金曜日のうち週5回利用 <input type="checkbox"/> 月曜日から金曜日のうち週3回利用 <input type="checkbox"/> 上記2プランに加え、土曜日の利用 <input type="checkbox"/> 不定期日額制		
	家族(いっしょに住んでいる人)	続柄	氏名	年齢		勤務先	勤務先電話番号	出勤時刻 (家を出る時刻)
緊急連絡先 (優先順位の 高い順に 記入して ください。)	続柄	氏名	住所(同居以外の方記入してください)		連絡先(携帯電話・勤務先等連絡できる番号)			
送迎する人	( )が送迎		当施設からの送迎	どちらかに○を付けてください。 要 ・ 不要		送り先名称及び住所		
健康状況	今までにかかった病気		かかりつけの病院等		自宅までの地図 北 4 +			
生活上注意を要する点			アレルギー等					
入会を希望する児童が下記に該当する場合は、□にレ印を記入してください。 <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている。 <input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当証書を持っている。 <input type="checkbox"/> 公的機関等により障がい有していると認められている。 <input type="checkbox"/> 小学校の特別支援学級に在籍している。								

※ 記入もれがないようにし、ペンで記入してください。鉛筆書き不可。

※ 利用日数の記入により、利用を制限することはありません。

—
---

# 利用規定

## 1.入会の条件

- ① 当クラブの運営方針に賛同して頂けること。
- ② 高松市内の小学校に通学中、または入学予定の方。

## 2.入会の方法

入会希望の方は、クラブ所定の「入会申込書」と保護者の方の「勤務証明書」をご提出下さい。  
就職活動中の方につきましては、その旨を証明できる公的書類の写しでも可能です。

## 3.会員情報の変更

住所、氏名、連絡先の変更や、お子様の健康状態等に変化が生じた場合は、速やかにご連絡をお願いします。

## 4.利用方法

利用希望月の前月 25 日までに専用アプリにて次月利用希望日をお知らせください。  
19 時以降の延長預かりご希望の予定がある場合は、分かる範囲で結構ですのでご記入ください。

## 5.利用料金

料金に関しましては、ホームページや別途パンフレット等でご確認ください。  
利用料のお支払いにつきましては月単位とし、ご指定の口座より自動引き落としとなります。

## 6.登園・退園に関して

登園の際は原則として利用児童は各自で集合場所に集合していただきます。

(但し、学校行事や集団下校時は学則に従うものとする)

退園の際は原則として保護者（登録父母等）のお迎えによるものと致します。

但し、当クラブの有料送迎サービスをご利用の児童につきましてはこの限りではありません。

保護者以外の方がお迎えされる場合には、事前にクラブ指定の許諾書をご提出ください。

## 7.預かり時の傷病に関して

預かり中の傷病防止には最善の注意を払いますが、万一の発生時には以下の通りに対応します。

- ①軽微な怪我に関しては、応急処置もしくは安静措置のみ行わせて頂きます。
- ②症状が重篤と思われる場合は、保護者に連絡し許可をいただいた上、救急車等の手配を行います。  
保護者に連絡が取れず、かつ緊急を要する場合はクラブ側の判断によるものとします。
- ③児童の容態によっては保護者にお迎えをお願いする事もございます。
- ④アレルギー、既往症、投薬の必要等ありましたら事前に書面にてお知らせ下さい。

## 8.学校閉鎖・小学校休校時等の対応について

以下のような場合で学校が学校閉鎖を実施された場合や休校が実施された場合は、当クラブも休園と致します。

- ①新型コロナウイルス・インフルエンザ等の感染症による大規模な流行に伴う休校等。
- ②大規模災害の予報による警戒宣言、激甚災害が予想される事態に伴う休校等。
- ③台風、地震等で施設が被害を受け、安全な保育が実施出来ない場合、または実施出来ないと判断した場合。
- ④その他、児童の身体生命に危険が及ぶと予想される場合。

## 9.感染症蔓延予防、及び学級閉鎖等の措置について

以下の場合につきましては児童のお預かりをお断りする場合（自粛要請）がありますので、予めご了承ください。

- ①インフルエンザに罹患した児童、または疑いのある児童。  
⇒利用再開は発症後 5 日経過かつ、解熱後 3 日目からとさせていただきます。
- ②新型コロナウイルスに感染した児童。  
⇒感染判明後 5 日間経過したのち、解熱し体調に問題が無い場合。
- ②学級及び学校閉鎖になったクラスまたは学校の児童。  
⇒学級閉鎖または学校閉鎖が解除された日よりご利用いただけます。
- ④その他、感染症に罹患した児童。  
⇒当クラブ感染症対策マニュアルに準ずるものと致します。

## 10.退会について

以下に挙げる事由を以て、自動退会扱いするものとします。

- ①小学校を卒業した時。
- ②年度更新時に指定の期限までに申し込みが無い場合。

以下に挙げる事由については、クラブ側から一方的に退会させることが出来るものとします。

- ①申込内容に虚偽の申告が判明した場合。
- ②正当な事由無く、利用料金の支払いが滞った場合。
- ③次の一つ以上に該当するなど、運営側が継続的に且つ安全に保育を履行するのが難しいと判断した場合。
  - a.児童または保護者に、当クラブの運営上不適切と判断される行為が認められた場合。
  - b.児童の心身の健康状態・知的成熟度等に、特別なケアが必要だと判断した場合。
  - c.児童がプログラムに対して全く意欲がない、児童にとってストレスのある場所になっている場合。
  - d.児童または保護者が、他の児童・保護者の安全な利用に支障をきたすと判断した場合。
  - e.保護者のご要望が、運営上過剰な負担であると判断し更に合意が形成できない場合。
  - f.運営側からの要請にお応えいただけない場合。

## 11.免責

児童又は保護者の以下の行為により発生した損害に関しては一切の補償を行わないものとします。

- ①児童の健康状態等に関して事前のご相談やご連絡が無い状態で発生した損害等。
- ②児童の物品や装飾品等の損傷や紛失に関わる一切の問題。
- ③児童の持ち込んだ玩具や文具の損傷や紛失に関わる一切の問題。
- ④児童同士の物品や現金の貸し借りに関する一切の問題。
- ⑤児童または保護者の持ち込んだ現金の紛失。
- ⑥児童又は保護者同士のトラブル。
- ⑦止むを得ない事情で発生したサービス時間の変更等により生じた損害等。

## 12.施設の廃止・利用の制限

経営上のやむを得ない事由が発生した場合、施設及びサービスの一部を廃止し、また、その利用を制限することができるものとします。施設を閉鎖した場合、全ての児童を退会させることができるものとします。また、それに対する補償は一切行わないものとします。

## 13.サービスの提供の中止

保護者に事前に通知した上でサービスの全部または一部の提供を中止、又は内容を変更することができるものとします。サービスの提供の中止又は変更の際、前項の手続きを経ることで、中止又は変更に伴う児童、保護者、および第三者からの損害賠償の責を免れるものとします。

## 14.個人情報の取り扱いに関して

申込書等を通じて知り得た児童およびその家族の情報は当クラブの運営に限り使用し、法令に基づく場合を除き保護者への事前の承諾無しには第三者に提供いたしません。ただし、児童の生命身体に危険が生じると判断した場合は、法的範囲内において捜査機関・医療機関に情報を提供いたします。

## 15.内容の変更

本書に定める内容は、予告なく変更する場合がございます。

以上、利用規定に同意し承諾した上で入会します。

令和 年 月 日

児童名

保護者氏名

印